政令第　　号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成五年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第三条　法第七条第一項及び同条第六項から第八項まで（法第八条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、法第七条第一項に規定する経営発達支援計画を作成した商工会又は商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、同条第二項の規定により二以上の商工会又は商工会議所が同条第一項に規定する経営発達支援計画を作成した場合であって、これらの主たる事務所の所在地が二以上の

経済産業局の管轄区域にわたるときは、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十月　日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2　この政令の施行前に経済産業大臣に対してされた商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項の認定又は法第八条第一項の変更の認定の申請であって、この政令の施行前に認定又は変更の認定をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前に経済産業大臣がした法第七条第一項の認定又は法第八条第一項の変更の認定（それぞれこの政令による改正後の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令第三条の規定により経済産業局長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において同じ。）及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における経済産業大臣がした法第七条第一項の認定又は

法第八条第一項の変更の認定は、それぞれ、経済産業局長がした法第七条第一項の認定又は法第八条第一項の変更の認定とみなす。

4　この政令の施行前に法第十一条第二項の規定により経済産業大臣に対して報告しなければならない事項についてその報告がされていないもので、この政令の施行の日以後において経済産業局長に対してするべきこととなるものは、この政令の施行の日以後においては、経済産業局長に対して報告しなければならない事項についてその報告がされていないものとみなす。

理　由

経営発達支援計画の認定等に係る経済産業大臣の権限を経済産業局長に委任する必要があるからである。